

招集ご通知

GMO AD PARTNERS

2023年12月期 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。



GMOアドパートナーズ株式会社
代表取締役社長
橋 口 誠

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

またこの度の能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

2023年におきましては、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、国内における消費活動は回復する一方で、原材料の高騰などによる物価上昇や、これらに伴う広告需要の変動など、事業環境は不安定な1年となりました。

当社におきましても、こうした市況を踏まえ、組織の統合によりリソースの最適化やシナジーの創出を図るなど、対策を実施してまいりましたが、好況であった前年からは一転し、営業利益におきましては株主様のご期待にお応えすることが出来ませんでした。

当期に関しましては、AIによる業務効率化や工数の削減を行い、引き続き収益構造の見直しを進めるとともに、自社商材の強化・創出に向けた取り組みを行うことで、利益の回復を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード4784
2024年3月4日
(電子提供措置の開始日2024年2月26日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOアドパートナーズ株式会社
代表取締役社長 橋 口 誠

2023年12月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社2023年12月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「2023年12月期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.gmo-ap.jp/ir/finance/meeting/>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月19日(火曜日) 午後1時00分
ログイン開始時刻 午前12時30分
予備日時 2024年3月21日(木曜日) 午前12時00分
ログイン開始時刻 午前11時30分
2. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」
をご参照下さい
3. 目的事項
報告事項 1. 2023年12月期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2023年12月期(2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信方法は、インターネットによるものです。
 - ◎当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法(インターネット)により議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年3月18日(月曜日)午後7時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面におきまして、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会の決議通知は、当社ウェブサイト(<https://www.gmo-ap.jp>)に掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャルオンリー株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。

バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、ご質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. バーチャル出席に必要となる環境

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. 本株主総会出席の際の議決権行使の取扱いにつきまして

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取扱いについては、次の通りです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について賛否をご表示ください。

5. 議決権の行使方法につきまして

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6. ご質問及び動議の方法につきまして

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、一人1問まで（合計で最大250文字まで）といたします。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関するご質問であり、他のご質問と重複

しないものを中心に上げる予定です。回答できないご質問につきましては、今後の経営の参考とさせていただきます。

同様のご質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令または議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり400文字までといたします。

7. 通信障害等の対応につきまして

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期または続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期または続行の決定」を行った場合には、予備日である2024年3月21日（木曜日）午前12時00分より、本総会の延会または継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（<https://www.gmo-ap.jp/ir/finance/meeting/>）でお知らせいたします。

8. 事前のご質問の受付につきまして

株主の皆様からの、2023年12月期定時株主総会への事前のご質問を、下記、株主専用サイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、2023年12月期定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。株主総会にて取り上げることが出来なかったご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】

受付期間：2024年3月4日（月曜日）午前12時00分から
2024年3月11日（月曜日）午後7時00分まで
株主専用サイト：<https://web.lumiagm.com/>

9. インターネットを使用することに支障がある株主様につきまして

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号（フリーダイヤル）へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時00分から午後5時00分まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載の上、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主さまには、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。予めご了承ください。

受付期間：2024年3月4日（月曜日）午前12時00分から
2024年3月11日（月曜日）午後5時00分まで

FAX番号：03-5728-7701

ご連絡日：2024年3月18日（月曜日）午前10時00分から午後5時00分まで
お電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席につきまして

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

受付期間：2024年3月4日（月曜日）午前12時00分から
2024年3月11日（月曜日）午後5時00分まで

メールアドレス：mc-ir@gmo-ap.jp

FAX番号：03-5728-7701

※ ご返信先のメールアドレスまたはFAX番号を必ずご記載ください。

11. 終了予定時刻につきまして

本総会の終了予定時刻は開始から最大1時間後を予定しておりますが、議事の進行状況によっては、終了予定時刻よりも前に終了する場合がございます。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出ならびに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時	2024年3月19日（火曜日）午後1時00分より （ログイン開始時間 午前12時30分より）
------	---

※視聴方法は次頁をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。

万が一、通信障害等が発生した場合には、当社IRサイト（<https://www.gmo-ap.jp/ir/finance/meeting/>）にて速やかに株主の皆さまへお知らせいたします。

株主様におかれましては、当社IRサイトをご確認いただき、招集ご通知及び本紙「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）

IDとパスワードは同封の「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

バーチャル株主総会へのご出席方法

▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合
QRコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読み取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力してバーチャル出席システムにログインしてください。

▶パソコンからバーチャル出席する場合/QRコードでログインできない場合
以下のURLへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力しバーチャル出席システムにログインしてください。

U R L <https://web.lumiagm.com/716416862>

I D XXXXXXXXXX
パスワード XXXXXXXXXXXX

株主番号 議決権行使回数 値

GMOアドパートナーズ株式会社
第25期定時株主総会

ログイン用ID・パスワード通知書

ID・パスワード

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2024年3月19日（火曜日）午後1時00分より
（ログイン開始時間 午前12時30分より）

1 配信サイトにアクセス

<https://web.lumiagm.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する

 日本語

3 ミーティングIDをご入力

718-416-862

上記ミーティングIDをご入力後（ログイン）ボタンを押してください。



LUMI

ミーティングID入力

ログイン

ID、パスワードをご入力後、（バーチャルオンリー株主総会に出席する）を押してください。



GMO AD PARTNERS

GMOアドパートナーズ株式会社
2023年12月期 定時株主総会

ログインID

ログインPW

バーチャル株主総会に出席する

※ログインガイド（必ずお読みください）※

開会時間となる

2024年3月19日（火曜日）午後1時00分までお待ちください

ご注意事項など

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ 最新バージョンにてご覧ください

2 議決権行使について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は招集ご通知に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等の利用につきまして、無断で内容を改変する等法令違反やその恐れがある行為その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャル株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月4日（月）～3月18日（月）

午前9時00分～午後5時00分まで

（土日を除く平日）

株主総会当日 午前9時00分～配信終了まで

動画視聴について

株式会社 **050-3186-4576**
Jストリーム

受付時間：株主総会当日

開始30分前～配信終了まで

議決権事前行使方法

インターネット

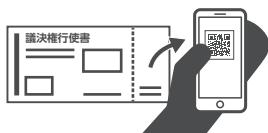


スマートフォン又は タブレットから議決権行使

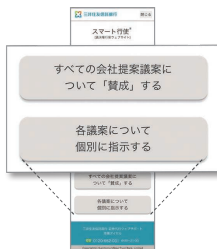
2024年3月18日(月) 午後6時30分受付分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2024年3月18日(月) 午後6時30分受付分まで

インターネット



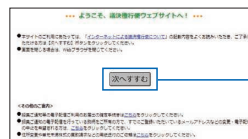
パソコンから議決権行使

2024年3月18日(月) 午後6時30分受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

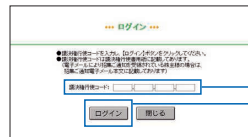
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

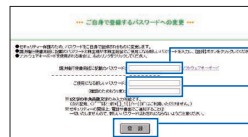
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031 [ダイヤル]
受付時間 午前9時～午後9時まで

ご 注 意 事 項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたる議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開ならびに財務内容等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金1円30銭、総額20,957,733円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月22日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）7名選任の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1	再任 橋口 誠 <small>はしぐち まこと</small>	代表取締役 社長執行役員	19回中19回に出席（100%）
2	再任 熊谷 正寿 <small>くまがい まさとし</small>	取締役会長	19回中18回に出席（94.7%）
3	再任 堀内 敏明 <small>ほりうち としあき</small>	取締役 副社長執行役員	19回中19回に出席（100%）
4	再任 菅谷 俊彦 <small>すがや としひこ</small>	取締役 専務執行役員	19回中19回に出席（100%）
5	再任 安田 昌史 <small>やすだ まさし</small>	取締役	19回中19回に出席（100%）
6	再任 有澤 克己 <small>ありさわ かつみ</small>	取締役	19回中18回に出席（94.7%）
7	新任 齋藤 稔 <small>さいとう みのる</small>	取締役	—

候補者
番号

1



はしぐち まこと
橋 口 誠

(1968年10月1日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

43,120株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 4月 株式会社日広 取締役
 2003年 4月 株式会社日広 常務取締役
 2004年 4月 株式会社日広 専務取締役
 2006年 9月 株式会社NIKKO（現GMOアドホールディングス株式会社）
 専務取締役
 2007年 7月 株式会社NIKKO（現GMOアドホールディングス株式会社）
 代表取締役社長
 2009年 8月 株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）
 代表取締役社長
 2011年 3月 当社取締役
 2015年 3月 当社代表取締役社長
 GMOソリューションパートナー株式会社 取締役（現任）
 GMOモバイル株式会社（現GMOアドマーケティング株式会
 社）（2024年1月にGMO NIKKO株式会社と合併により消滅）
 取締役
 GMOアドホールディングス株式会社 取締役（現任）
 2017年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグル
 ープ株式会社）取締役グループ広告部門統括
 2017年 6月 JWord株式会社
 （現GMOインサイト株式会社）取締役（現任）
 2017年 7月 GMOドリームウェーブ株式会社 代表取締役社長（現任）
 2019年 3月 GMO NIKKO株式会社 取締役会長（現任）
 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグル
 ープ株式会社）グループ常務執行役員・CBO グループ広告
 部門統括 グループブランド担当
 2023年 3月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
 2023年 3月 GMOインターネットグループ株式会社
 グループ常務執行役員・CBO グループ広告部門統括
 グループブランド・広報・ファシリティ担当（現任）

・取締役候補者とする理由

2000年に広告代理事業を行う株式会社日広に入社し、一貫して広告分野における職責を歴任、2009年には株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）の代表取締役に就任し、2015年には当社代表取締役に就任して、GMOインターネットグループ内におけるネット広告、メディア事業を統括しました。このような経歴より、企業経営全般における豊富な経験と当事業分野における幅広い見識を有していることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

2



くまがい まさとし
熊谷正寿

(1963年7月17日生)

再任

所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役
- 1999年 9月 当社代表取締役
- 2000年 4月 当社取締役
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長
- 2002年 4月 GMO総合研究所株式会社（現GMOリサーチ株式会社）取締役会長（現任）
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長
株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）
GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
- 2007年 3月 当社取締役会長
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
- 2009年 4月 株式会社イノベックス（現GMO TECH株式会社）取締役会長（現任）
- 2009年 7月 GMOアドホールディングス株式会社
代表取締役社長（現任）
- 2011年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長兼社長
- 2012年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長（現任）
- 2015年 3月 当社取締役
- 2016年 3月 当社取締役会長（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）

・取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループの創業者として同グループを率い、企業経営全般における豊富な経験と知見等を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

3



ほりうち としあき

堀内 敏明

(1971年3月27日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

45,495株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年 7月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社
(現GMOメディア株式会社) 入社
- 2003年 3月 GMOメディアアンドソリューションズ株式会社
(現GMOメディア株式会社) 取締役システム本部長
- 2008年 3月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグル
ープ株式会社) 入社 次世代システム研究室長
- 2011年 3月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグル
ープ株式会社) 取締役次世代システム研究室長
- 2014年10月 当社グループCTO室長
- 2015年 3月 当社取締役副社長兼当社グループCTO室長
GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグル
ープ株式会社) 常務取締役 次世代システム研究室長
- 2016年 1月 GMOアドマーケティング株式会社 (2024年1月にGMO
NIKKO株式会社と合併により消滅) 取締役
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグル
ープ株式会社)
グループ専務執行役員 グループ技術者採用・技術広報担当
次世代システム研究室長
- 2022年 4月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグル
ープ株式会社)
グループ専務執行役員 グループ技術者採用・技術広報担当
グループ研究開発本部長 (現任)
- 2023年 3月 当社取締役副社長執行役員兼当社グループCTO室長 (現任)

・取締役候補者とする理由

2002年にGMOメディアアンドソリューションズ株式会社 (現GMOメディア株式会社) へ入社し、2011年にGMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役に就任、2015年より当社取締役副社長を兼任しました。このような経歴から、GMOインターネットグループでの最先端技術開発の実績と専門分野の見識を有していることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

4



すがや としひこ
菅谷 俊彦

(1968年7月19日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

22,351株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 1月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年 7月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）総務本部長
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）グループ総務本部長
- 2004年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ総務本部長
- 2005年 6月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ総務本部長兼グループ人事担当
- 2007年 2月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ人事・グループ総務担当
- 2013年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役グループ人事部長
- 2016年 3月 当社常務取締役
- 2017年 3月 GMOアドマーケティング株式会社（2024年1月にGMO NIKKO株式会社と合併により消滅）監査役
GMOソリューションパートナー株式会社 監査役（現任）
- 2017年 6月 GMO NIKKO株式会社 監査役（現任）
JWord株式会社
（現GMOインサイト株式会社）監査役（現任）
- 2017年 7月 GMOドリームウェーブ株式会社 取締役（現任）
- 2021年 3月 当社専務取締役
- 2023年 3月 当社取締役専務執行役員（現任）

・取締役候補者とする理由

2000年にインターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）へ入社し、2004年にグローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役への就任を経て、2016年当社常務取締役就任に就任しました。GMOインターネットグループ管理部門の要職を歴任し、企業経営全般に関する豊富な経験と知見等を有していることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

5



やすだ まさし

安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2000年 4月 公認会計士登録
インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年 9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）経営戦略室長
- 2002年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役経営戦略室長
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
- 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役グループ管理部門統括
- 2013年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）
取締役副社長グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年 3月 当社取締役（現任）
GMOメディア株式会社 取締役（現任）
GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社） 取締役（現任）
GMOペパボ株式会社 取締役
GMOリサーチ株式会社 取締役（現任）
GMO TECH株式会社 取締役（現任）
- 2016年 6月 GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社） 取締役（現任）
あおぞら信託銀行株式会社
（現GMOあおぞらネット銀行株式会社） 社外監査役
- 2016年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役（現任）
- 2019年 6月 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括（現任）

・取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループの経営管理、財務、およびコーポレートガバナンスの分野における豊富な経験、ならびに公認会計士としての専門的な知識を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

6



ありさわ かつみ

有澤 克己

(1973年12月21日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年 5月 インターキュー株式会社
(現GMOインターネットグループ株式会社) 入社
- 2001年 7月 グローバルメディアオンライン株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 経営戦略室マネージャー
- 2001年 9月 税理士登録
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) グループ経営戦略室長
- 2004年 4月 グローバルメディアオンライン株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) グループ経営戦略本部長
- 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役グループ経営戦略本部長
- 2008年 3月 当社社外監査役
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役グループ財務本部長
- 2009年 10月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 取締役グループ財務部長
- 2016年 3月 当社取締役 (現任)
GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社)
常務取締役グループ財務担当兼グループ人事部長
- 2017年 5月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 常務取締役グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当 兼グループ人事部長
- 2017年 7月 GMOドリームウェーブ株式会社 監査役 (現任)
- 2020年 3月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 専務取締役グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当兼グループ人事部長
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) グループ専務執行役員 グループ財務担当 グループ国際化支援室担当 グループ人事部長
- 2023年 7月 GMOインターネットグループ株式会社
グループ専務執行役員 グループ財務担当
グループ国際化支援室担当 本体事業管理本部長 (現任)

・取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループの連結財務及び人材支援・育成における豊富な経験、ならびに税理士としての専門的な知見等を有しており、広範かつ高度な視野から経営全般に対する助言を期待できることから、取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

7



さいとう みのる
齋藤 稔

(1984年7月12日生)

新 任

所有する当社の株式数

普通株式

—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2019年 4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社 事業本部
2020年 4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）事業統括本部 Z.com事業推進室（現任）

・取締役候補者とする理由

2019年にGMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）へ入社し、シンガポールへの赴任を経て、現在は海外事業展開を推進する役割を果たしており、加えてネットワークエンジニアとしての見識を有していることから、グローバルかつ専門的な観点での助言を期待でき、取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 橋口誠氏、熊谷正寿氏、堀内敏明氏、安田昌史氏、有澤克己氏および齋藤稔氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の現在または過去10年以内の業務執行者であるときの地位および担当を略歴に含めて記載してあります。なお、熊谷正寿氏は当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の代表取締役であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係、金銭の預入の関係があります。
2. 橋口誠氏は、GMO NIKKO株式会社の取締役会長であり、当社は当該会社との間に営業上の取引関係があります。
3. 菅谷俊彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社持株会における本人の持分が含まれています。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社の監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1



いわはま

岩濱 みゆき

(1969年8月5日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数

普通株式

4,842株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行） 入行
2000年 10月 中央青山監査法人 入所
2004年 1月 監査法人日本橋事務所 入所
2004年 5月 公認会計士 登録
2009年 5月 岩濱公認会計士事務所 設立（現任）
2020年 3月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2020年 11月 公認情報システム監査人（CISA）登録

・社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能およびガバナンス体制の強化が期待できること、ならびに多様性の観点から有益な意見や提言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

2



すぎの ともしげ
杉野 知包
(1952年7月12日生)

再 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数
普通株式
8,262株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年4月 熊本国税局 入局（大蔵事務官）
1993年7月 統括国税調査官
2007年7月 特別国税調査官
2013年8月 税理士登録
2018年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）

・社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

国税調査官としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能およびガバナンス体制の強化が期待できること、ならびに多様性の観点から有益な意見や提言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

3



あゆかわ たくや
鮎川 拓弥
(1992年1月17日生)

新 任

社 外

独立役員

所有する当社の株式数
普通株式
—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2017年12月 第一東京弁護士会登録
2017年12月 西村あさひ法律事務所 入所
2019年12月 佐藤総合法律事務所 入所（現任）

・社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営監督機能およびガバナンス体制の強化が期待できること、ならびに多様性の観点から有益な意見や提言が期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断しました。

候補者
番号

4



いなば もとし
稲葉 幹次

(1937年9月9日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

—

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1997年 3月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役管理本部部長兼総務部長
- 1998年 7月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役社長室長
- 2001年 3月 当社監査役
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）社外監査役
- 2002年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）相談役（現任）
- 2009年 8月 株式会社NIKKO（現GMO NIKKO株式会社）社外監査役
- 2011年 9月 GMOソリューションパートナー株式会社 監査役
- 2016年 3月 当社取締役（監査等委員）（現任）
GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役

・取締役候補者とする理由

GMOインターネットグループ株式会社の管理部門担当の取締役としての豊富な経験と知見等を有しており、当社の経営監督機能およびガバナンス体制の強化が期待できること、ならびに多様性の観点から有益な意見や提言が期待できることから、監査等委員である取締役として適任であると判断しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩濱みゆき氏、杉野知包氏および鮎川拓弥氏は、社外取締役候補者であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、岩濱みゆき氏4年、杉野知包氏6年となります。
3. 岩濱みゆき氏、杉野知包氏および鮎川拓弥氏の選任が承認された場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、岩濱みゆき氏および杉野知包氏との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、鮎川拓弥氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額はいずれも、法令が規定する額といたします。
5. 各候補者の所有する当社の株式数には、当社持株会における本人の持分が含まれています。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

項目名	指標の意味	 はしぐち まこと 橋口 誠	 くまがい まさとし 熊谷 正寿	 ほりうち としあき 堀内 敏明
GMOイズムの実践（※）		●	●	●
企業経営・経営戦略	企業経営・経営戦略における豊富な知見を有する	●	●	
技術・開発	技術・開発分野における専門的知識・経験を有する			●
インターネット広告	インターネット広告事業における専門的知識・経験を有する	●		
組織・人事・人材開発	人事労務分野・組織開発・人材開発分野における専門的知識・経験を有する			
法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンス分野における専門的知識・経験を有する			
投資（M&A）戦略	投資・M&A分野における専門的知識・経験を有する			
財務・会計・税務	財務・会計・税務分野における専門的知識・経験を有する			
サステナビリティ	ESG・サステナビリティ経営における豊富な知見を有する			

※GMOイズムとは不変の目標である「スピリットベンチャー宣言」、[55ヵ年計画]のほか、「幹部の心得」「勝利の法則」を表現した社是・社訓の総称です。

※下記一覧は取締役が有するすべての専門性、経験を示すものではありません。



すがや としひこ
菅谷 俊彦



やすだ まさし
安田 昌史



ありさわ かつみ
有澤 克己



さいとう みのる
齋藤 稔



いわはま みゆき
岩濱 みゆき



すぎの ともしげ
杉野 知包



あゆかわ たくや
鮎川 拓弥



いなば もとし
稲葉 幹次



以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社連結企業集団の事業領域であるインターネット広告市場につきましては、2022年度の広告費が3兆9百億円（前年比+14.3%）と、マスコミ四媒体広告費を上回り、初めて3兆円を超える市場規模となりました。（株式会社電通調べ）。総務省の調査では、全ての年代で、インターネット利用時間がもっとも長く利用され、また利用者の割合も継続して増加しているという結果が出ております。動画視聴・投稿やソーシャルメディアの利用時間も増加傾向が続いており、日常生活におけるインターネットの果たす役割がますます高まっているものと考えられます（総務省「令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」より）。

このような流れを受け、インターネット広告市場においては広告形態の多様化が進んでおり、従来から活用される運用型広告以外にも、マス広告のように、認知促進を目的として動画広告等を活用する事例や、インターネット広告とオフラインでのマーケティング活動を組み合わせた事例など、企業におけるマーケティング活動の様々な場面でインターネット広告の活用が進んでおります。また、これに比例する形で、当社連結企業集団のようなマーケティングサービスを提供する事業者においては、広告主の事業活動全体に影響を及ぼすようなマーケティング支援と関連する高度な知識・ノウハウが求められるようになりつつあります。

当社連結企業集団では、今後も同様の傾向が続くものと見込んでおり、本市場におけるさらなる取扱高の拡大と、市場トレンドに即した柔軟な戦略による収益の最大化を企図し、事業活動を行っております。

当連結会計年度においては、世界的な経済環境への不透明感が続く中、特に我が国においては、対面経済の本格的な復調により経済環境全体の見通しが強気へ振れる一方、一部業種におけるコロナ禍で生じたいわゆる「巣ごもり」需要の急減もみられ、当社顧客においても一部業種で広告需要の縮小が当社の想定を超えて顕著になり、その対応の遅れから、取扱高が前年同期比で減少することとなりました。

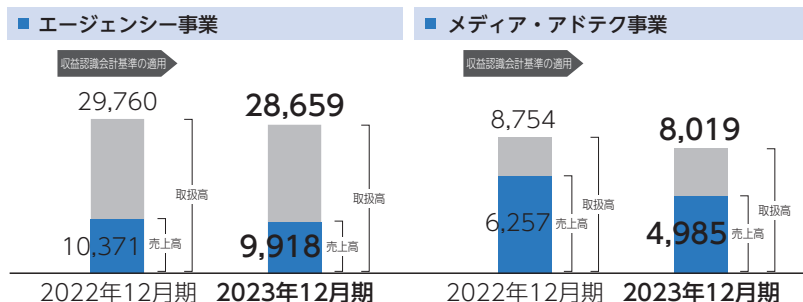
加えて、第1四半期連結会計期間に発生したSMB向けの広告配信費用等や、前年の人財投資による人員増などの費用増加要因が重なったことから、各段階利益においても前年を下回り、営業損失を計上することとなりました。当社連結企業集団では、生成AIを始めとした様々な技術・手法による業務効率化を図り、また厳格な費用抑制を実施したものの、トップラインの減少を補うには至りませんでした。

これらの結果、当社連結企業集団の当連結会計年度の売上高は14,903百万円（前年同期比10.4%減）、営業損失は25百万円（前年同期は710百万円の営業利益）、経常利益は180百万円（前年同期比75.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は40百万円（前年同期比89.8%減）となりました。

② 部門別概況

部門別売上高

(単位：百万円)



③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は132,093千円で、その主なものは次のとおりであります。

建物取得	6,394千円
工具器具備品取得	15,934千円
ソフトウェア取得	109,764千円

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(注) GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2024年1月1日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

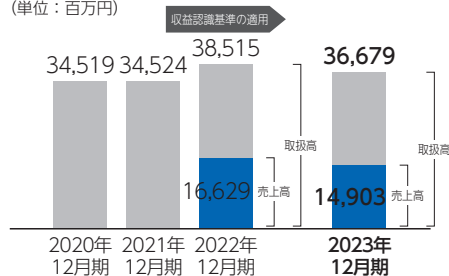
区 分		2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	当連結会計年度 2023年12月期
売上高	(千円)	34,519,549	34,524,631	16,629,012	14,903,840
経常利益	(千円)	573,224	542,519	746,798	180,288
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	260,993	328,213	395,970	40,343
1株当たり当期純利益	(円)	16.26	20.52	24.98	2.50
総資産	(千円)	11,897,518	11,631,256	12,423,478	10,847,704
純資産	(千円)	5,381,681	5,205,871	5,434,375	5,242,038
1株当たり純資産額	(円)	331.09	325.76	334.28	320.98

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年12月期の期首から適用しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

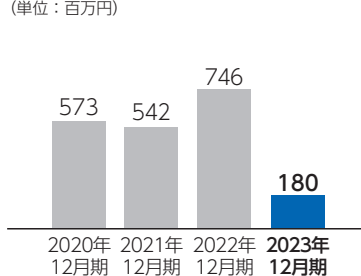
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 経常利益

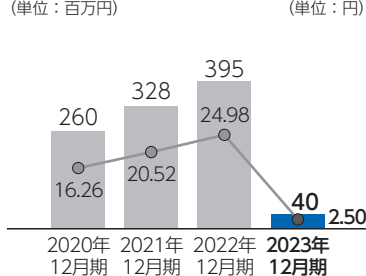
(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 ● 1株当たり当期純利益

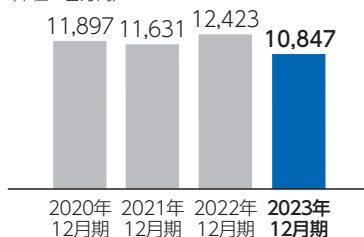
(単位：百万円)

(単位：円)



■ 総資産

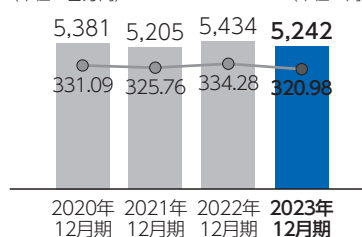
(単位：百万円)



■ 純資産 ● 1株当たり純資産額

(単位：百万円)

(単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネットグループ株式会社およびGMOアドホールディングス株式会社であります。GMOインターネットグループ株式会社は、当社普通株式1,557,200株（議決権比率9.66%）を直接所有するとともに、当社普通株式7,632,000株（議決権比率47.35%）を所有するGMOアドホールディングス株式会社の親会社であります。

当社は、GMOインターネットグループ株式会社との間で、資金調達及び運用並びに決済事務の効率化を目的とした、資金の一括管理その他のキャッシュマネジメントサービスの運営委託契約を締結しております。

親会社	親会社の議決権 所有割合 (%)	主要な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	57.01 (47.35)	インターネット総合事業
GMOアドホールディングス株式会社	47.35	インターネット広告事業

(注) 親会社の議決権所有割合欄の () 内は間接被所有割合であり、所有割合の内数であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は親会社であるGMOインターネットグループ株式会社とは営業上の取引関係、金銭の預入の関係および役員との兼務の関係があり、GMOアドホールディングス株式会社とは役員との兼務の関係があります。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性があると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続については問題はないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
GMOアドマーケティング株式会社	100,000千円	100.00%	メディア・アドテク事業
GMO NIKKO株式会社	100,000千円	100.00%	エージェンシー事業
GMOインサイト株式会社	50,000千円	100.00%	メディア・アドテク事業
GMOソリューションパートナー株式会社	100,000千円	100.00%	エージェンシー事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2024年1月1日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社は、事業基盤の確立のため、以下の取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

インターネット広告事業における課題

当社及び当社連結法人（以下総称して「当社連結企業集団」）は継続してインターネット広告事業に重点を置き、業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、競合他社に対する優位性を確保する施策を講じ実現するために、次の点を経営課題として認識しております。

1. 自社商品・サービスの開発の強化

当社連結企業集団のインターネット広告市場に及ぼす影響力を高めるため、自社商品・サービスの開発力を引き続き強化してまいります。

この方針の実現に向けて、インターネット広告事業特有の問題を技術的に解決できる開発体制を強化し、販売部門との連携による顧客ニーズを汲み取った商品開発を推進することにより、広告主に選ばれる自社ブランド商品・サービスの拡充に向けて取り組んでまいります。

2. 自社商品・サービスの提案・運用力の強化

生成AIの活用による既存業務の効率化や人材育成・拡充などの組織強化を徹底するとともに、既存の協働会社との営業体制を強化・継続することで、サービスの管理体制強化につなげ、市場シェアの拡大を目指してまいります。

今後も引き続き、自社商品・サービスの提供・運用力強化に取り組んでまいります。

3. 優秀な人材の獲得と育成、組織の強化

インターネット広告業界をリードするプロ集団を目指すにあたり、高い倫理観を持つ人材の育成は、重要な経営課題の一つとして認識し、継続して取り組んでまいります。

特に、コンプライアンスに対する高い意識付けを目的とした教育・研修や、人材の長期継続雇用体制の構築を目的とした人材育成フォローアップ制度の拡充を図ってまいります。

また、より良い組織と職場環境の構築を目的としたエンゲージメント施策を講じ、当社連結経営と事業・サービスに関与する全ての役職員の声・組織の状態を可視化することで、外的要因に左右されない強い組織づくりを進めてまいります。

4. 内部統制の拡充

株主・投資家の判断基準となる企業会計の信ぴょう性はもとより、当社企業活動そのものへの信頼の醸成・予測可能性の提供は、健全な企業統治体制の下でのみ実現しうるものであることを強く認識するとともに、取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの停滞、業務・内部管理体制およびコンプライアンス意識の不全により損なわれることにも十全の配慮をし、コーポレートガバナンス体制の整備・充実と、これを支える業務・内部管理体制の拡充、およびコンプライアンス意識の向上に努めてまいります。

5. 外的環境変化への対応と社内環境の整備

天災地変・感染症などの外的要因による当社連結企業集団の事業・サービスの停止や業績への影響を回避・軽減するべく、社内システム等の業務基盤の整備、指揮命令系統の連携体制を適宜見直すなど、既存のBCP対策に対して必要に応じて改善を進めてまいります。また、外的要因の環境変化をいち早く感知し、柔軟に対応していくための組織体制の強化を実行してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社連結企業集団の主要な事業は、「エージェンシー事業」および「メディア・アドテック事業」であります。

(6) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

当 社	本社	：東京都渋谷区
GMOアドマーケティング株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMO NIKKO株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMOインサイト株式会社	本社	：東京都渋谷区
GMOソリューションパートナー株式会社	本社	：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エージェンシー事業	404 (75) 名	28名減 (3名増)
メディア・アドテック事業	110 (18) 名	17名減 (5名増)
全社（共通）	49 (6) 名	3名減 (1名増)
合 計	563 (99) 名	48名減 (9名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49 (6) 名	3名減 (1名増)	38.1歳	7.5年

(注) 使用人数は就業人数であり、臨時従業員である契約社員およびアルバイト等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	60,800,000株
② 発行済株式の総数	16,757,200株
③ 株主数	7,295名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
GMOアドホールディングス株式会社	7,632,000株	47.34%
株式会社ネットアイアールディー	2,316,000株	14.37%
GMOインターネットグループ株式会社	1,557,200株	9.66%
株式会社 CARTA HOLDINGS	400,200株	2.48%
藤島 満	232,100株	1.44%
GMOアドパートナーズ役員持株会	163,000株	1.01%
GMOアドパートナーズ従業員持株会	160,000株	0.99%
松本 栄治	117,900株	0.73%
高野 慎一	80,900株	0.50%
松井 映孝	50,000株	0.31%

(注) 持株比率は、自己株式 (635,867株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役 社長執行役員	橋 口 誠	GMOインターネットグループ株式会社 グループ常務執行役員・CBO グループ広告部門統括 グループブランド・広報・ファシリティ担当 GMOアドホールディングス株式会社取締役 GMOアドマーケティング株式会社取締役 GMO NIKKO株式会社取締役会長 GMOインサイト株式会社取締役 GMOソリューションパートナー株式会社取締役 GMOドリームウェブ株式会社代表取締役社長
取締役会長	熊 谷 正 寿	GMOインターネットグループ株式会社 代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO GMOアドホールディングス株式会社代表取締役社長 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役会長 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社取締役会長 GMOペパボ株式会社取締役会長 GMOリサーチ株式会社取締役会長 GMO TECH株式会社取締役会長 GMOメディア株式会社取締役会長
取締役 副社長執行役員	堀 内 敏 明	当社グループCTO室長 GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ技術者採用・技術広報担当 グループ研究開発本部長 GMOアドマーケティング株式会社取締役
取締役 専務執行役員	菅 谷 俊 彦	GMOアドマーケティング株式会社監査役 GMO NIKKO株式会社監査役 GMOインサイト株式会社監査役 GMOソリューションパートナー株式会社監査役 GMOドリームウェブ株式会社取締役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	安田 昌史	GMOインターネットグループ株式会社取締役グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括 GMOペイメントゲートウェイ株式会社取締役 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社取締役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 GMOリサーチ株式会社取締役 GMO TECH株式会社取締役 GMOメディア株式会社取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社社外取締役
取締役	有澤 克己	GMOインターネットグループ株式会社 グループ専務執行役員 グループ財務担当 グループ国際化支援室担当 本体事業管理本部長 GMOドリームウェブ株式会社監査役
取締役 (常勤監査等委員)	岩濱 みゆき	岩濱公認会計士事務所 所長
取締役 (監査等委員)	杉野 知包	－
取締役 (監査等委員)	熊谷 文麿	佐藤総合法律事務所弁護士 GMOクリック証券株式会社監査役 株式会社タスキ監査役 株式会社コークッキング監査役 株式会社AWL監査役 イミュニティリサーチ株式会社監査役 株式会社ジョリーグッド監査役
取締役 (監査等委員)	稲葉 幹次	GMOインターネットグループ株式会社相談役

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)岩濱みゆき氏、取締役(監査等委員)杉野知包氏および熊谷文麿氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は、取締役(常勤監査等委員)岩濱みゆき氏、取締役(監査等委員)杉野知包氏および熊谷文麿氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役(常勤監査等委員)岩濱みゆき氏、取締役(監査等委員)杉野知包氏および熊谷文麿氏につきまして、それぞれ、財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)熊谷文麿氏は、2023年12月31日付で佐藤総合法律事務所を退所しました。
6. GMOアドマーケティング株式会社は、GMO NIKKO株式会社との吸収合併により2024年1月1日に法人格が消滅しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）の岩濱みゆき氏、杉野知包氏および熊谷文麿氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項各号の合計額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の取締役および監査役であり、保険料は原則として当社が負担しておりますが、保険料の約1割については被保険者が負担しております。

④ 取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬総額は、株主総会から授権した承認枠内の範囲において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額及び各取締役の報酬額を、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される経営会議（以下、「経営会議」）で、指名報酬委員会の意見を踏まえ決定します。

固定報酬は、每期設定される売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果で自動的に報酬の基準が定まる仕組みとなっており、さらに、取締役毎に每期設定する個別の目標の達成度に応じて、取締役毎の基準報酬額が20%の範囲内で増減される報酬制度となっております。仮に、当社としての業績目標が未達であった場合には、一定の報酬返上ルールが存在する一方、業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の業績連動報酬として支給されることとしております。さらに、中長期的な業績が反映できる仕組みとして、ストックオプション制度を導入しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会規則の定めに基づき、監査等委員である取締役の協議により定めるものとしております。

2. 取締役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年3月20日開催の第17期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時点の対象となる員数は10名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月20日開催の第17期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該決議時点の対象となる員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬を決定するにあたっての手続きは、次のとおりです。

- ・上記方針に則り算出された報酬額の基準に基づき、代表取締役が、個々の取締役が每期設定する個別目標の達成度を勘案し、当社及び主要な連結子会社の常勤取締役で構成される経営会議に上程します。
- ・経営会議は、監査等委員会の意見を踏まえ上記答申を尊重し、取締役の役位ごとの報酬基準額を確認の上、2016年3月20日開催の第17期定時株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、指名報酬委員会の意見を踏まえ、取締役の支給額を決定します。

なお、当事業年度における経営会議の体制は下記のとおりです。

橋口誠（代表取締役社長執行役員）、堀内敏明（取締役副社長執行役員）、菅谷俊彦（取締役専務執行役員）、佐久間勇（常務執行役員）、伊藤幹高（執行役員）、渡部謙太郎（執行役員）、徳永伸一郎（執行役員）、岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、熊谷文麿（社外取締役・監査等委員）、稲葉幹次（取締役・監査等委員）、その他連結子会社執行役員8名

また、指名報酬委員会の体制は以下の通りです。

岩濱みゆき（社外取締役・監査等委員）、杉野知包（社外取締役・監査等委員）、熊谷文麿（社外取締役・監査等委員）、橋口誠（代表取締役社長執行役員）、菅谷俊彦（取締役専務執行役員）5名

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各担当部門の業績目標の設定や職務執行の報告を受ける合議体たる経営会議において決することが最適であり、また経営会議において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	91,643千円 （―）	75,959千円 （―）	15,684千円 （―）	2名 （―）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,300千円 （16,300千円）	15,150千円 （15,150千円）	1,150千円 （1,150千円）	3名 （3）
合計 （うち社外役員）	107,943千円 （16,300千円）	91,109千円 （15,150千円）	16,834千円 （1,150千円）	5名 （3）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は、年額5,400千円です。
 3. 上記のうち、賞与は業績連動報酬であり、2022年12月期の業績目標達成を受けて2023年度に支給されたものであります。
 4. 上記のうち取締役（監査等委員を除く）の基本報酬には、代表取締役社長執行役員 橋口誠氏及び取締役専務執行役員 菅谷俊彦氏が2023年12月期の業績目標の未達成を受け、基本報酬2ヵ月相当分の一部を自主返納した金額を含んでおります。

5. 業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は、固定報酬を原則とし、その目標達成度合いに応じ、追加的に「役員賞与」を業績連動報酬として支給することとしており、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬を原則とし、監査等委員会の決定に基づくものとしております。

業績連動報酬は、一定の業績目標を達成した場合には、その成果に応じて役員賞与が追加の報酬として支給され、主に、当社連結グループにおける営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標を指標としております。なお、業績指標に関する実績は、「1 企業集団の現況（2）財産および損益の状況」のとおりです。

業績及び業績目標達成度等に連動した報酬制度に基づき決定することで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを図っており、また業績目標の達成の成否を指標とすることで、恣意性を排除し、報酬制度の適正性を担保しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）岩濱みゆき氏は、岩濱公認会計士事務所長を兼務しております。当社と岩濱公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）熊谷文麿氏は、佐藤総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社は佐藤総合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。なお、取締役（監査等委員）熊谷文麿氏は、2023年12月31日付で佐藤総合法律事務所を退所しました。

2. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役 (監査等委員)	岩 濱 みゆき	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、また開催された監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	杉 野 知 包	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、また開催された監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	熊 谷 文 麿	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、また開催された監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を、また出席した監査等委員会において、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

⑦ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社連結企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社ならびに当社子会社から成る企業集団（以下、「当社連結企業集団」という。）では、文書管理規程および情報セキュリティポリシーなどによる社内規則類の定めに基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的情報により記録し、文書管理規程に定める保管場所に、文書の分類ごとと同じく同規程に定められた期間保存することにより適切な管理および保管を行います。

当社連結企業集団の監査等委員および内部監査室は、その権限において、文書等の閲覧および謄写を行うことができます。

② 当社連結企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社連結企業集団では、リスク管理規程をはじめとした損失の危険の管理に関する規程類等を制定し、各種取引から発生する損失の危険を最小限にすべく対応しています。

また、当社連結企業集団では、取締役を構成員（常勤監査等委員は任意出席）として、会社の取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議または決議する経営会議を設置しており、当該会議体を原則毎週開催することにより、日々の取引の状況を詳細に把握し、会社に損害を及ぼす恐れのある事実の早期発見に努めております。

さらに、当社では「リスク管理委員会」を設置して、月次のリスク情報にかかる報告および共有の他、四半期に一度の頻度でリスク分析を目的とした会議体を開催することにより、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の発見と分析、この結果を踏まえたリスク発生防止およびリスク再発防止策の立案検討、およびその発現への対処に努めております。

③ 当社連結企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社連結企業集団では、各取締役の担当事業部門を明確にしており、各期の業績に対する経営責任を明確にするため、2016年3月20日より、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期を1年と定め、毎年当該取締役一人ひとりの業績評価を厳格に行うことにより、その業務執行の効率性を向上させております。

定例の経営会議および当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、経営の重要事項の決定や職務執行状況の把握を適時に行うことにより職務の効率性を常に検証しております。

4 当社連結企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社連結企業集団は、GMOインターネットグループの培ってきたマインドを「GMOインターネットグループ スピリットベンチャー宣言」として共有して企業活動の原点として遂行し、また、「GMOインターネットグループ コンプライアンス要綱」の下、法令および社内規程類・社会倫理を遵守（コンプライアンス）するための体制を維持しております。

経営意思決定ならびに職務執行の報告の場である取締役会では、全ての議題に監査等委員会の意見を求め、経営判断の適法性および妥当性の確認を行っております。

また、GMOインターネットグループの「GMOヘルプライン制度」および当社連結企業集団独自の「GMOアドパートナーズ連結ヘルプライン制度」の利用により、相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、会社のコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

「内部監査室」は、業務執行が法令・定款等に適合しているかについて定期的に監査を実施しております。

5 当社連結企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、当社連結企業集団全社の社長を含めた、当社連結企業集団横断の幹部メンバーによる会議を原則毎週開催し、当社連結企業集団各社の経営活動の成果等を把握し、予算統制を的確に行っております。

当社連結企業集団各社には、当社より取締役若しくは監査役を一定数派遣し、業務執行の状況について常時把握し、関係会社管理規程に定める一定の重要な意思決定事項については、予め当社取締役会または経営会議に報告することにより、連結企業集団全体としての業務の適正性を確保しています。

また、当社連結企業集団に向けて、コンプライアンスに関する教育・研修体制を整え、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性を図り、連結企業集団全体としてのコンプライアンス経営の強化に取り組んでいます。

さらに、「内部監査室」を設置し、当社連結企業集団各社への業務執行、管理状況についての内部監査を行い、業務の適正を確保する体制を構築しています。

なお、前記「リスク管理委員会」が、原則、四半期に1回、グループのリスク管理状況について取締役会へ報告することにより、更なる業務の適正性が確保されるよう努めております。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置を行っておりませんが、必要に応じて、監査等委員会職務補助のためスタッフの設置等の対応をしております。

7 第⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合、その補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令にのみ服するものとし、取締役および他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとするにより、監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保することとします。

8 第⑥号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

第⑥号の使用人を設置する場合には、その独立性を確保するため、スタッフの任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、事前に監査等委員会の同意を得ることとします。

9 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社では、監査等委員である取締役が、取締役会はもとより経営会議等重要な会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求め、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握しています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、法令に従い、速やかに監査等委員会に報告することとしています。

また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査ならびに内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り連携体制を構築しています。

10 子会社の取締役および使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社では、子会社との間で、予め、子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社の取締役会もしくは監査役を介してまたは直接に、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員会、使用人等に報告することができる体制を整備することとしています。

11 前2号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないこととします。

(2) 監査等委員会は、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

12 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

13 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に打ち合わせを設けています。

また、会計監査人ならびに内部監査室とも定期的に打ち合わせを設けています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社および当社連結企業集団各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社および当社連結企業集団各社の使用人に対し、コンプライアンスについて社内研修での教育を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社および当社連結企業集団各社は、「GMOヘルプライン制度」および「GMOアドパートナーズ連結ヘルプライン制度」の利用により相談・通報体制を運用し、不正行為等の予防、早期発見および自浄作用の実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、リスク管理委員会において、当社連結企業集団に損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社連結企業集団各社の内部監査を実施しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、各事業年度の業績、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に勘案しつつ、連結ベースの配当性向50%を目標とすることを基本方針としてまいりました。

また、配当回数につきましては、当社は株主総会を決定機関として年1回の配当を行うことを基本方針としておりますが、迅速かつ機動的な資本政策の実行を図るとともに、株主の皆様への速やかな利益還元を目的とした四半期配当の将来的な実施を見越し、基準日を毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日として当社定款に定めております。

このような方針に基づき、2023年12月期の配当につきましては1株当たり1円30銭の年間配当の実施を予定しております。

また、2024年12月期の配当につきましては上記基本方針に基づき、1株当たり6円90銭の年間配当の実施を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

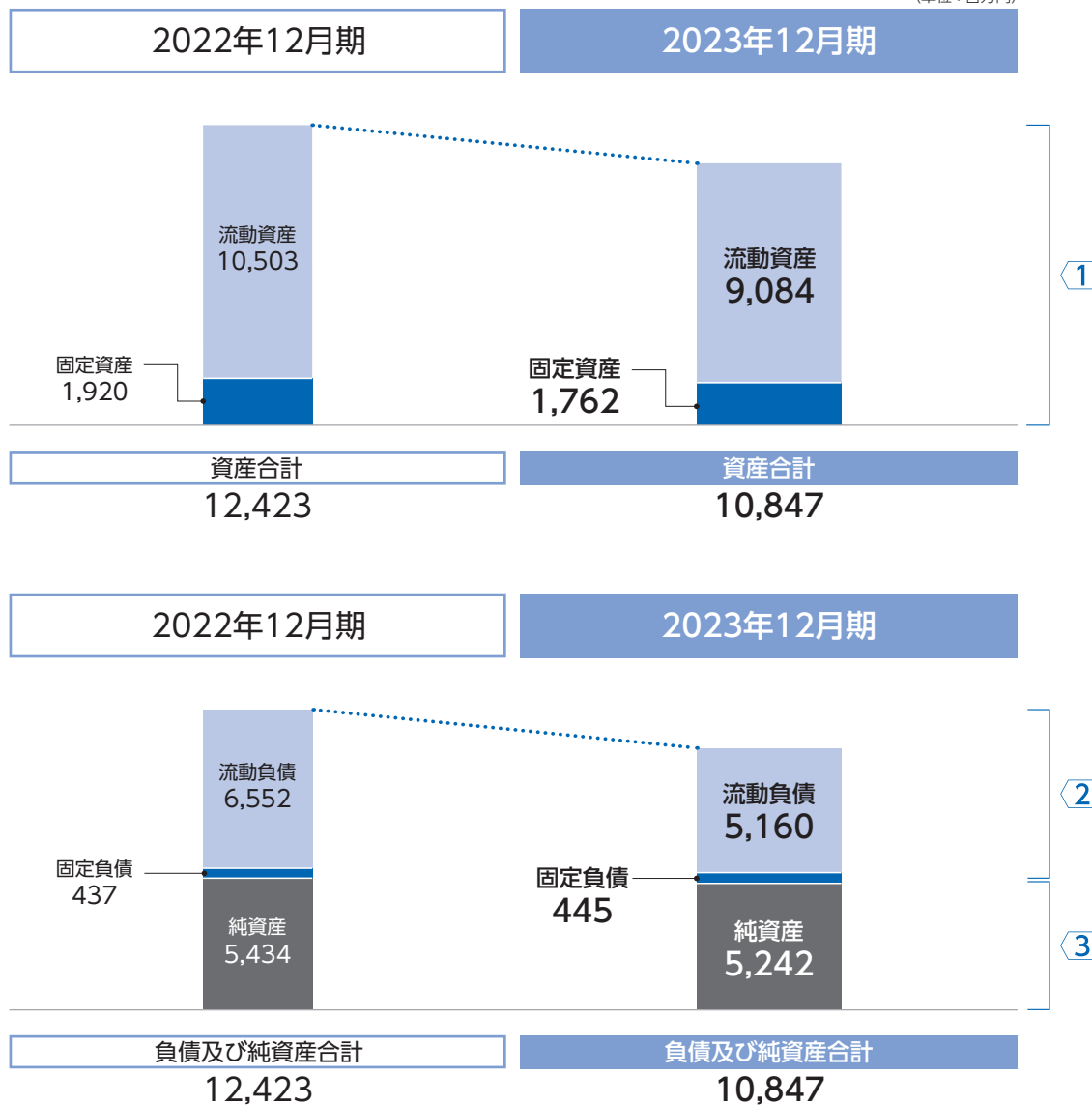
(単位：千円)

科 目	2023年12月期	科 目	2023年12月期
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	9,084,737	流動負債	5,160,169
現金及び預金	4,185,083	買掛金	3,690,616
受取手形及び売掛金	3,620,721	未払金	324,559
棚卸資産	1,149	未払法人税等	24,502
関係会社預け金	860,000	未払消費税等	46,590
その他	455,616	賞与引当金	93,088
貸倒引当金	△37,832	役員賞与引当金	5,298
		ポイント引当金	44,942
		その他	930,569
固定資産	1,762,967	固定負債	445,496
有形固定資産	288,879	繰延税金負債	12,469
建物	233,507	資産除去債務	148,682
工具器具及び備品	55,372	その他	284,344
無形固定資産	330,855	負債合計	5,605,665
のれん	25,666	● 純資産の部	
ソフトウェア	254,300	株主資本	5,102,770
その他	50,888	資本金	1,301,568
投資その他の資産	1,143,231	資本剰余金	2,149,494
投資有価証券	629,864	利益剰余金	1,903,986
繰延税金資産	128,031	自己株式	△252,278
その他	409,844	その他の包括利益累計額	71,916
貸倒引当金	△24,507	その他有価証券評価差額金	71,916
資産合計	10,847,704	新株予約権	31,863
		非支配株主持分	35,488
		純資産合計	5,242,038
		負債及び純資産合計	10,847,704

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結貸借対照表のポイント

(単位：百万円)



1 資産

当連結会計年度末における資産合計は、10,847百万円（前連結会計年度末は12,423百万円）と1,575百万円の減少となりました。

流動資産につきましては9,084百万円（前連結会計年度末は10,503百万円）と1,418百万円の減少となりました。主な要因は、現金及び預金が4,185百万円（前連結会計年度末は5,343百万円）と1,157百万円の減少、受取手形及び売掛金が3,620百万円（前連結会計年度末は4,117百万円）と496百万円減少した一方で、流動資産その他が455百万円（前連結会計年度末は214百万円）と240百万円増加したこと等によるものであります。

固定資産につきましては1,762百万円（前連結会計年度末は1,920百万円）と157百万円の減少となりました。主な要因は、繰延税金資産が128百万円（前連結会計年度末は200百万円）と72百万円の減少、投資有価証券が629百万円（前連結会計年度末は683百万円）と54百万円減少した一方で、無形固定資産その他が50百万円（前連結会計年度末は45百万円）と5百万円増加したこと等によるものであります。

2 負債

当連結会計年度末における負債合計は5,605百万円（前連結会計年度末は6,989百万円）と1,383百万円の減少となりました。

流動負債につきましては5,160百万円（前連結会計年度末は6,552百万円）と1,391百万円の減少となりました。主な要因は、買掛金が3,690百万円（前連結会計年度末は4,302百万円）と611百万円の減少、流動負債その他が930百万円（前連結会計年度末は1,208百万円）と277百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債につきましては445百万円（前連結会計年度末は437百万円）と8百万円の増加となりました。主な要因は、固定負債その他が284百万円（前連結会計年度末は270百万円）と13百万円増加した一方で、繰延税金負債が12百万円（前連結会計年度末は17百万円）と5百万円減少したこと等によるものであります。

3 純資産

純資産合計につきましては5,242百万円（前連結会計年度末は5,434百万円）と192百万円の減少となりました。主な要因は、利益剰余金の減少160百万円（親会社株主に帰属する当期純利益の計上により40百万円の増加、配当金の支払いにより200百万円の減少等）、自己株式の減少28百万円、その他有価証券評価差額金の減少59百万円を計上したこと等によるものであります。

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	2023年12月期	
売上高		14,903,840
売上原価		8,573,662
売上総利益		6,330,177
販売費及び一般管理費		6,355,663
営業損失		△25,485
営業外収益		
受取利息	4,499	
受取配当金	5,685	
投資事業組合運用益	109,049	
為替差益	54,608	
補助金収入	8,742	
その他	24,630	207,216
営業外費用		
持分法による投資損失	1,290	
その他	152	1,443
経常利益		180,288
特別利益		
新株予約権戻入益	1,452	1,452
税金等調整前当期純利益		181,740
法人税、住民税及び事業税	42,616	
法人税等調整額	93,125	135,742
当期純利益		45,998
非支配株主に帰属する当期純利益		5,654
親会社株主に帰属する当期純利益		40,343

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日 残高	1,301,568	2,148,803	2,064,267	△280,566	5,234,073
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△200,625		△200,625
親会社株主に帰属する当期純利益			40,343		40,343
自己株式の処分		690		28,288	28,978
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	690	△160,281	28,288	△131,302
2023年12月31日 残高	1,301,568	2,149,494	1,903,986	△252,278	5,102,770

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
2023年1月1日 残高	131,142	131,142	33,954	35,205	5,434,375
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△200,625
親会社株主に帰属する当期純利益					40,343
自己株式の処分					28,978
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△59,225	△59,225	△2,090	282	△61,033
連結会計年度中の変動額合計	△59,225	△59,225	△2,090	282	△192,336
2023年12月31日 残高	71,916	71,916	31,863	35,488	5,242,038

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	2023年12月期
営業活動によるキャッシュ・フロー	△912,471
投資活動によるキャッシュ・フロー	△68,365
財務活動によるキャッシュ・フロー	△177,094
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,157,931
現金及び現金同等物の期首残高	5,343,014
現金及び現金同等物の期末残高	4,185,083

キャッシュ・フローの変動要因

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、912百万円の減少（前連結会計年度は881百万円の増加）となりました。主な増加要因としては、売上債権の増減額390百万円、減価償却費143百万円、税金等調整前当期純利益181百万円等によるものであります。一方、主な減少要因としては、仕入債務の増減額608百万円、法人税等の支払額405百万円、投資事業組合運用損益109百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、68百万円の減少（前連結会計年度は197百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、関係会社預け金の払戻による収入860百万円、投資事業組合からの分配による収入143百万円等によるものであります。一方、減少要因としては、主に関係会社預け金の預入による支出860百万円、無形固定資産の取得による支出127百万円等によるものであります。

なお、関係会社預け金はGMOインターネットグループ全体で資金運用を行うために導入しているキャッシュマネジメントサービス（CMS）を利用しているものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、177百万円の減少（前連結会計年度は55百万円の減少）となりました。主な増加要因としては、新株予約権の行使による収入28百万円によるものであります。一方、主な減少要因としては、配当金の支払額200百万円等によるものであります。

(注) (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨は監査対象外です。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	5社
主要な連結子会社の名称	GMO NIKKO株式会社 GMOソリューションパートナー株式会社 GMOアドマーケティング株式会社 GMOインサイト株式会社

(注)GMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は2024年1月1日付でGMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併を行なっております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称等	株式会社サイトワン ゼロイチ株式会社
---------------	-----------------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した会社の数	1社
会社の名称	GMOドリームウェブ株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の名称等

主要な会社等の名称	株式会社サイトワン ゼロイチ株式会社
-----------	-----------------------

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております。（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8～22年、工具器具及び備品：4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ ポイント引当金

当社グループが運営するポイントサイト会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

i. エージェンシー事業

エージェンシー事業の主な収益は、顧客である広告主との契約に基づくインターネット広告取次業務であり、広告主が期待する広告効果を提供しうる広告媒体を継続して手配し、配信状況についての管理・運用をすることが履行義務となるため、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるものであり、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

ii. メディア・アドテック事業

メディア・アドテック事業のうちアドテック事業の主な収益は、自社の所有するアドネットワークシステムを介して、顧客である広告主・媒体社の各々の契約に基づき、広告枠の仕入の引き渡し・広告の配信を行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で充足されるものであり、同時点で収益を認識しております。

一方、メディア・アドテック事業のうちメディア事業の主な収益は、自社で運営するメディアに、広告配信業者を経由して顧客の広告を配信し、ユーザーがその広告をクリックするなどして広告種別により定められた契約条件が成立した時点で履行義務が充足されるものであり、同時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度に連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 128,031千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて保守的に算定しており、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形及び売掛金の内訳

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金	3,588,714千円
電子記録債権	32,006千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 306,466千円

連結計算書類

3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。
 投資有価証券（株式） 10,547千円
4. 流動負債その他に含まれる契約負債の額
 その他のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。
 契約負債 172,287千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
 普通株式 16,757,200株
2. 剰余金の配当に関する事項
 (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	200,625	12.50	2022年12月31日	2023年3月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,957	1.30	2023年12月31日	2024年3月22日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
 普通株式 241,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のキャッシュマネジメントサービス（CMS）取引に参加しており、必要な資金を適宜調達する事が可能となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、信用調査資料等により取引先の信用力を評価し、取引条件を都度設定しております。

関係会社預け金は、銀行預金と同じ取扱いであり、払出しは容易であることから、リスクは無いと判断しております。

投資有価証券及び出資金は、主に業務上の関係を有する株式及び投資事業有限責任組合出資金等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、30.8%が大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日(連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び投資事業組合への出資持分は、投資有価証券に含めておりません(注2)を参照ください。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	126,252	126,252	—

(注1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「関係会社預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式の出資持分の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	111,113

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価については記載を省略しております。当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業組合への出資持分	392,499

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,185,083	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,620,721	—	—	—
関係会社預け金	860,000	—	—	—
合計	8,665,804	—	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	126,252	—	—	126,252

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	エージェンシー 事業	メディア・ アドテック事業	
自社企画サービス	7,760,532	4,739,788	12,500,321
代理提供サービス	2,157,665	245,853	2,403,519
顧客との契約から生じる収益	9,918,198	4,985,641	14,903,840
外部顧客への売上高	9,918,198	4,985,641	14,903,840

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、役務提供の前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度における契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債（期首残高）	205,554千円
契約負債（期末残高）	172,287千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	320円98銭
2. 1株当たり当期純利益	2円50銭

(重要な後発事象に関する注記)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

当社の連結子会社であるGMO NIKKO株式会社とGMOアドマーケティング株式会社は、2023年11月6日開催の当社及び各社取締役会において2024年1月1日を効力発生日として、GMO NIKKO株式会社を吸収合併存続会社とし、GMOアドマーケティング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	GMO NIKKO株式会社
事業の内容	総合マーケティング支援事業
被結合企業の名称	GMOアドマーケティング株式会社
事業の内容	アドテクノロジー事業

②企業結合日

2024年1月1日

③企業結合の法的形式

GMO NIKKO株式会社を存続会社、GMOアドマーケティング株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

GMO NIKKO株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

アドテクノロジー事業に強みを持つGMOアドマーケティング株式会社の商品開発能力を、インターネット広告事業を主力とするGMO NIKKOの営業活動に活かし、既存サービスの拡充・新規サービスの開発を推進してまいります。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	2023年12月期	科 目	2023年12月期
● 資産の部		● 負債の部	
流動資産	1,228,527	流動負債	201,694
現金及び預金	647,592	未払金	91,012
売掛金	47,872	未払法人税等	9,804
貯蔵品	374	預り金	39,438
前払費用	56,920	賞与引当金	9,125
関係会社短期貸付金	303,674	その他	52,312
その他	175,045	固定負債	356,542
貸倒引当金	△2,951	長期預り敷金	178,836
固定資産	3,544,424	資産除去債務	131,480
有形固定資産	238,301	繰延税金負債	46,224
建物	208,131	負債合計	558,236
工具器具及び備品	30,169	● 純資産の部	
無形固定資産	49,788	株主資本	4,110,935
ソフトウェア	49,427	資本金	1,301,568
その他	361	資本剰余金	2,085,321
投資その他の資産	3,256,334	資本準備金	2,056,344
投資有価証券	547,718	その他資本剰余金	28,976
関係会社株式	2,394,156	利益剰余金	976,323
敷金	208,171	その他利益剰余金	976,323
保険積立金	91,307	繰越利益剰余金	976,323
その他	31,029	自己株式	△252,278
貸倒引当金	△16,048	評価・換算差額等	71,916
資産合計	4,772,951	その他有価証券評価差額金	71,916
		新株予約権	31,863
		純資産合計	4,214,715
		負債及び純資産合計	4,772,951

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	2023年12月期	
営業収益		
関係会社受取配当金	370,272	
関係会社事業受託収入	415,063	
施設等利用料収入	129,750	
営業収益合計		915,086
営業費用		808,764
営業利益		106,321
営業外収益		
受取利息	625	
受取配当金	5,685	
投資事業組合運用益	109,049	
為替差益	54,172	
その他	8,655	178,189
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	1,290	
その他	35	1,326
経常利益		283,184
特別利益		
新株予約権戻入益	1,452	1,452
税引前当期純利益		284,636
法人税、住民税及び事業税	△17,939	
法人税等調整額	△1,432	△19,372
当期純利益		304,008

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
2023年1月1日 残高	1,301,568	2,056,344	28,285	2,084,630	872,940	872,940
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△200,625	△200,625
当期純利益					304,008	304,008
自己株式の処分			690	690		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	690	690	103,383	103,383
2023年12月31日 残高	1,301,568	2,056,344	28,976	2,085,321	976,323	976,323

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2023年1月1日 残高	△280,566	3,978,573	131,142	131,142	33,954	4,143,669
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△200,625				△200,625
当期純利益		304,008				304,008
自己株式の処分	28,288	28,978				28,978
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△59,225	△59,225	△2,090	△61,316
事業年度中の変動額合計	28,288	132,362	△59,225	△59,225	△2,090	71,045
2023年12月31日 残高	△252,278	4,110,935	71,916	71,916	31,863	4,214,715

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法を採用しております（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15～22年、工具器具及び備品：5～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年以内）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益についての、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務の対価は、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

i. 関係会社受取配当金

関係会社受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しております。

ii. 関係会社事業受託収入

関係会社事業受託収入は、当社が関係会社との間で締結する契約に基づき、管理部門機能の役務を提供する事が履行義務であり、履行義務の充足に伴い一定期間にわたって収益として認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度に計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 一千円

繰延税金負債との相殺前の金額は 17,838千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」は、連結注記表の(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1)当事業年度に計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,394,156千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項の有無を把握した上で発行会社の1株当たり純資産額を基礎として算定しております。

関係会社株式の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の経営環境が変化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	131,737千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	442,906千円
長期金銭債権	222,868千円
短期金銭債務	94,600千円
長期金銭債務	178,836千円
3. 保証債務	
仕入代金に対する保証債務	
GMO NIKKO株式会社	567,372千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	912,191千円
営業費用	286,335千円
営業取引以外の取引高	617千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	707,167	—	71,300	635,867

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、新株予約権の行使によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	176,468千円
投資有価証券評価損	77,561千円
資産除去債務	40,259千円
関係会社株式評価損	6,346千円
減価償却超過額	6,082千円
貸倒引当金超過額	5,817千円
未払費用	3,977千円
賞与引当金	2,794千円
未払事業税	2,301千円
その他	2,242千円
繰延税金資産小計	323,851千円
評価性引当額	△306,013千円
繰延税金資産合計	17,838千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△31,740千円
資産除去債務に対応する除去費用	△32,321千円
繰延税金負債合計	△64,062千円
繰延税金負債の純額	△46,224千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 本出資 (千円)	事業の内容 または 職 業	議決権の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との 関係		取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)	(注)
						役員の 兼務等	事業上 の関係					
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区	5,000,000	インターネット総合事業	直接 9.66 間接 47.35	兼任 5人	当社への 広告の出稿 及び 媒体の提供	賃料及び施設 利用料等 の支払	763,791	未払金	24,625	注 1
								事務所 建物の 賃借	—	敷金	208,171	注 1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 同社における一括負担分のうち、当社使用分の実費相当額となっております。

(イ) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(ウ) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金は 資本金 また出資 (千円)	事業の内容 または 職業	議決権の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係		取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	(注)
						役員 の兼務等	事業上 の関係					
子会社	GMO NIKKO 株式会社	東京都渋谷区	100,000	インターネット 広告事業	直接 100.00	兼任 4人	当社への 管理業務の委託 及び 債務の保証 及び 金銭の貸付	仕入代 金に対する保 証	567,372	—	—	注 1、2
								管理業務 受託料	244,601	売掛金	27,415	注 1、3
								配当金 の受取	261,166	—	—	注4
								金銭の 貸付	300,000	関係会 社短期 貸付金	300,000	注5
								貸付金 利息	193	流動資 産その 他(未収 収益)	193	注5

- (注) 1. 上記取引金額のうち、取引金額に消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. GMO NIKKO株式会社の仕入先からの仕入代金について債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 管理業務受託料については、一般の取引と同様に決定しております。
4. 子会社からの剰余金の配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、定時株主総会により配当金額を決定しております。
5. 金銭の貸付については、同社と「金銭消費貸借契約」を締結し、貸付金利については市場金利等を勘案して決定しております。

(エ) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	259円46銭
2. 1株当たり当期純利益	18円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

GMOアドパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOアドパートナーズ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOアドパートナーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月21日

GMOアドパートナーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOアドパートナーズ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

GMOアドパートナーズ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 濱 みゆき ㊟

監 査 等 委 員 杉 野 知 包 ㊟

監 査 等 委 員 熊 谷 文 麿 ㊟

監 査 等 委 員 稲 葉 幹 次 ㊟

(注) 監査等委員岩濱みゆき、杉野知包及び熊谷文麿は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

議決権行使に関する事項

- 書面またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、
掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。